

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

2019年7月17日（水）午前10時から午前11時55分

2 場 所

愛知県自治センター 12階 E会議室

3 出席者

委員総数30名中23名

（出席委員）

猪飼容子委員、伊東世光委員、井俣憲治委員、内堀典保委員、大沢勝委員、
神戸健太郎委員、倉知楯城委員、小久保裕美委員、後藤一明委員、
後藤澄江委員、佐々木龍也委員、杉浦ますみ委員、高木仁美委員、
高田政夫委員、鷹羽純也委員、高柳進一委員、都築昭彦委員、
中尾友紀委員、原田正樹委員、松浦隆委員、美馬ゆきえ委員、
山本広枝委員、横山茂美委員

（事務局）

福祉局長ほか

4 議事等

（福祉総務課 森川課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、福祉総務課課長補佐の森川と申します。委員長が選任されるまでの間、司会進行を務めさせていただきますのでどうぞ、よろしく申し上げます。

なお、本県では現在、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」中ということで、軽装で失礼しております。大変暑い中でございますので、皆様方におかれましても、よろしければ上着等をお脱ぎいただければと存じます。

それでは、開会に当たりまして、平田福祉局長から御挨拶を申し上げます。

(平田福祉局長)

皆さん、おはようございます。愛知県福祉局長の平田でございます。

本日は大変お忙しい中、また蒸し暑い中ではありますが、社会福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から、本県の福祉行政の推進に格別の御理解、御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

この審議会は、社会福祉法第7条に基づきまして社会福祉に関する事項を調査審議するため、知事の付属機関として設置されているものでございます。今回の委員の改選に当たりましては、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本県は、これまでに経験のない少子高齢化社会を迎えようとしており、子育て支援や障害福祉、介護など社会福祉分野におきましても、様々な課題に直面しております。

そうした中、本県では、子ども、若者、女性、高齢者、障害のある人など、全ての人々が活躍する「人が輝くあいち」の実現を目指し、平成28年3月に策定いたしました「あいち健康福祉ビジョン2020」に基づき、健康福祉に関する施策を進めているところでございます。

本日は、今回、委員の改選がございましたことから、最初に「委員長の選任」、続いて「副委員長の指名」など3件の議題について御審議いただいた後に、「あいち健康福祉ビジョン2020」の進行管理のため、毎年度策定しております年次レポートの素案につきまして、お諮りしたいと考えております。

短い時間ではございますが、幅広く、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(福祉総務課 森川課長補佐)

次に、委員の皆様の御紹介でございます。

今回は、委員改選によりまして、委員に変更が生じておりますが、時間の都合もございますので、お手元の委員名簿及び配席図により、代えさせていただきますと存じます。

また、伊藤太委員、川崎純夫委員、鈴木康代委員、城義政委員、豊田慈證委員、丹羽蒼委員、由町正雄委員におかれましては、本日は所用により御欠席との御連絡をいただいております。また、高柳委員におかれましては、多少遅れるとの御連絡をいただいております。

なお、本日は、委員30名のうち、過半数を超える23名の御出席を御予定いた

だいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。本日の配布資料は、次第、委員名簿、配席図に続きまして、資料1としまして、「愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」、資料2-1としまして、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート素案の概要」、資料2-2といたしまして、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート素案」、資料3「次期あいち はぐみんプランの策定について」、資料4「子どもが輝く未来基金について」及びカラーのちらしをお付けしております。それから、資料5「医療療育総合センター全面開所について」、資料6「地域医療介護総合確保基金介護分について」、資料7「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正について」、資料8「専門分科会・審査部会の審議状況について」、それから、参考資料といたしまして「愛知県社会福祉審議会関係例規」をお配りしております。不足等がございましたら、お手をお挙げ願います。よろしいでしょうか。

また、本日の会議は、公開となっております。なお、本日は報道関係の方が1名いらっしゃいます。傍聴を希望された方は、いらっしゃいませんでした。

それでは、議事に入りたいと存じます。議題の(1)委員長の選任でございます。当審議会は社会福祉法の規定により、委員の互選により委員長を置くこととなっております。事務局といたしましては、引き続き、大沢委員をお願いをしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(福祉総務課 森川課長補佐)

ありがとうございます。それでは、大沢委員に委員長をお願いしたいと存じます。大沢委員、委員長席へどうぞお移り下さい。

審議会におきましては、委員長が議長となると定められておりますので、以後の進行につきましては、大沢委員長をお願いしたいと思います。

(大沢委員長)

おはようございます。ただいま御指名をいただきまして、委員長の重責を担うことになりました。皆様方の率直な意見が、このような場では出されることが望ましいと思っております。その中で、どのような施策が、県の方として捉えるか、これは県の問題だと思います。しかし、私たちは県民のひとりとし

て、この審議会に対して、どういうことをお伝えすれば、県政としてうまく進めていくことができるか。欲張りな意見もあるかもしれませんが。余分な意見もあるかもしれませんが。しかし、真つ当な意見もたくさん出てくるのではないかと期待しております。いずれにしましても、審議会は審議会でございますので、地域のいろんな仕事にも目を向けて議論を進めていくこととなりますが、県の中核になるような施策の審議会でございます。よろしく御協力の方をお願いします。

それでは、早速ですが、議事を進めさせていただきます。先ほど、平田局長から御挨拶がございましたが、本日の議題のポイントは、この委員会の役職の専任問題もございますが、メインは「あいち健康福祉ビジョン2020」でございます。その年次レポート素案について御審議いただき、そして、次の世代に引き継ぐビジョンの見解に役に立つように、進めさせていただきたいと思っております。よろしく御協力のほどをお願いします。

それでは、副委員長の指名をさせていただきます。副委員長には、後藤澄江委員を指名させていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(大沢委員長)

その前に、議事録の署名人の指名がございまして、それを抜かしてしまつて申し訳ございません。社会福祉審議会の規定の第9条第1項にございますけれども、これに基づいて委員長が、議事録署名人を2名、指名することとなっております。本日は、小久保裕美委員、都築昭彦委員に議事録署名人をお願いいたしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(大沢委員長)

それでは、第2の議題の副委員長の指名に移ります。先ほど、早々と提案させていただいたことをお詫びしますとともに、あらためて、この社会福祉審議会の規定の第2条第1項に基づいて、副委員長を先ほど申し上げました後藤澄江委員につきまして、改めて御承認をいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、議題の3に移りたいと思います。議題の3は、専門分科会・専門部会の委員指名について行いたいと思います。まず、専門分科会・専門部会の構成についてですね、事務局の説明をお願いしたいと思います。

(福祉総務課 糟谷主幹)

福祉総務課主幹の糟谷と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは資料1、「愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

資料の左上をご覧くださいと存じます。愛知県社会福祉審議会の構成を表にさせていただきますと、愛知県社会福祉審議会の名称の右側に、線が3つに分かれております。

上から、「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」、「民生委員審査専門分科会」、そして、一番下に「児童福祉専門分科会」、そこから、右に線が延びておまして、「里親審査部会」を始め4つの部会で構成されております。当審議会の専門的な事項について調査・審議していただくため、これらの専門分科会、審査部会が設置されております。これらの設置根拠等につきましては、下の表にまとめさせていただきます。

その下の表でございますが、それぞれの部会の名称が表の一番上の行にございまして、その下に順に、設置根拠、審議事項が記載してございます。

表の左の列から申し上げますと、「身体障害者福祉専門分科会審査部会」につきましては、審議事項の欄でございますが、身体障害者の障害の程度や特別障害者手当の障害程度等について御審議いただくこととなっております。

その右の「民生委員審査専門分科会」でございますが、審議事項は民生委員の適否の審査に関することでございます。

さらに、その右の「児童福祉専門分科会」につきましては、県の子ども・子育て支援事業計画の策定等について、審議していただいております。

このほか、「里親審査部会」では、児童の里親の認定に関する事、その右の「児童措置審査部会」では要保護児童の処遇等に関する事、その右の「幼保連携型認定こども園審査部会」では、その設置の認可等に関する事、その右の「保育所審査部会」では、保育所の設置に関する事について、それぞれ御審議していただくこととなっております。説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(大沢委員長)

この審議会に設置される専門分科会と専門部会の概要については、説明が

あったとおりです。身体障害者福祉専門分科会、それから民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会。児童問題につきましては、いろいろな角度からの検証が必要だというようなこともございますので、ここにございますように、里親審査部会、児童措置審査部会、幼保連携型認定こども園審査部会、保育所審査部会の4つの審査部会が児童福祉専門分科会に設置されております。

この構成で、審議会の審議が進められていくわけですが、何かこの構成について、お気づきの点がございましたら、遠慮なく出していただければと思います。いかかでしょうか。

私は、領域が捉えられていると思います。ここで問題があるというようなことは、まずないと思いますけども。委員長がそんなこと言ってはいけませんけれども。どうぞ、御意見等ございましたらおっしゃってください。特にこの点について御意見がございませんようでしたら、この組織で動かしていくということになります。よろしゅうございますか。それでは、議題の3番目の専門分科会及び審査部会の概要につきましては、その通りといたことでお願いします。

それでは、議題の3「専門分科会及び審査部会の指名」についてですが、今お配りさせていただきましたような形で、ここに挙げられております委員の皆様方をお願いしたいと思います。

身体障害者福祉専門分科会及び審査部会の構成については、ここに挙げられている委員の皆様方をお願いしたいと思います。

それから、民生委員審査専門分科会の構成については、数は少ないんですが、ここに出されております委員の方をお願いします。

そして、後は児童福祉専門分科会の里親審査部会ですが、これはここに書かれたように、それから児童福祉専門分科会審査会の構成もここに書かれたとおり、委員の先生方、あるいは臨時委員の先生方をお願いしたいというのが提案です。

それから、児童福祉専門分科会の幼保連携型認定こども園審査部会、保育所審査部会、それがこの名簿ですね。1ページから3ページであって、2ページが抜けている。ここだけ欠番になっている。それはそういうことでよろしいですか。補足はありますか。

(福祉総務課 森川課長補佐)

大変申し訳ございません。コピーの間が1枚抜けておりましたので、会議終了までに再配布させていただきます。申し訳ございませんでした。

(大沢委員長)

会議の終了までに出させていただくということでございます。予定されてい

るこの2つの部会につきましては、関係の先生方がおられると思いますけど、会議終了の段階で出していただけるといことです。したがって、今、出させていただきました身体障害者福祉専門分科会、それから民生委員審査専門分科会、あと児童福祉専門分科会の里親審査部会と児童措置審査部会につきましては、このような形で、委員の皆様方にお引き受けいただければ、ありがたいと思います。臨時委員の方も含めて御承諾していただければと思います。今の点については、よろしゅうございますでしょうか。残りの欠番の2ページのところは、会議終了後に再配布させていただきたいと思います。それでは、第3番目の議題まで終わります。

第4の議題は、一番メインになるだろうと思います。それと、ここにございますように「はぐみんプラン」という子どものプラン、それから、「子どもが輝く未来基金」につきまして、報告がたくさんございますが、私としては、12時までに終わりたいと思いますので、議論の方を先に進めさせていただきます。まず、議題の「あいち福祉ビジョン2020年次レポート素案について」よろしくお願ひします。

(福祉総務課 田原課長)

福祉総務課長の田原でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、私から議題4「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート素案」について、御説明いたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

資料といたしましては、資料2-1、A3で2枚組のものがございますが、こちらが素案の概要版でございます。それから、A4の冊子の資料2-2で、こちらが本冊となっておりますが、本日は、資料2-1の概要に沿って、御説明させていただきます。

まず、資料2-1の左上「年次レポートの目的」でございますが、囲みの中の1つ目の丸にございますように、本県では、本県の健康福祉の進むべき方向を共有するための基本方針としまして、平成28年3月に、「あいち福祉ビジョン2020」を策定しており、3つ目の丸にございますように、このビジョンの進行管理のため、毎年度、年次レポートを作成し、進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしております。

続きまして、その下の年次レポートの構成でございますが、Ⅰとしまして、「平成30年度の主な取組状況」、それから、Ⅱとしまして「特集」、Ⅲとしまして「新たな課題への対応」の3部構成としております。この構成自体は、前年度の年次レポートの構成と同じでございます。

年次レポートに記載している取組というものは、主なものでございまして、

新規事業などを中心にポイントを絞って記載しておりますので、御理解いただきたいと思っておりますとともに、御意見をいただければと存じます。

それでは、レポートの内容を御説明いたします。

まず、1の平成30年度の方の主な取組状況でございます。ここで、ちょっとお手数ですが、資料の2-2の冊子の方をご覧いただきたいと思っております。この冊子の方を2枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。1ページの中の囲みの中に書いてありますところの一番下に、「施策の方向と主な取組」の見出しがございます。ビジョンにおきましては、ここにお示しているように、施策の方向性を「Ⅰ. 子ども・子育て支援」、「Ⅱ. 健康長寿」、「Ⅲ. 医療・介護」、「Ⅳ. 障害者支援」、「Ⅴ. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり」の5つに整理しておりますので、年次レポートにおきまして、この5つの方向性に沿って、主な取組を記載しております。

すみませんが、また資料2-1の方に戻っていただきまして、まず、資料の中ほどにあります「1. 子ども・子育て支援」についてでございます。

こちらにつきましては、結婚支援や、子ども・子育て家庭の支援のほか、貧困や虐待への対応等の取組を進めております。平成30年度は、特に点線囲みの中の4つ目のポツでございますが、「子どもが輝く未来基金」を創設いたしました。

次に、「2. 健康長寿」につきましては、生活習慣病対策やこころの健康に関する取組等を進めております。資料の右側を見ていただきたいと思っておりますが、こちらの主な取組としましては、一番下のポツにありますように県と医療保険者、経営者団体など7団体で、健康経営の普及促進に向けた総合連携に関する協定書を作成するなどの取組を行いました。

次の「3. 医療・介護」につきましては、医療従事者や介護人材の確保、認知症対策、更には、介護又は治療と仕事の両立支援に関する取組を進めております。この中で、主な取組の4つ目のポツにあります。平成30年度は認知症施策の基本的な理念等を規定した認知症施策推進条例の制定などの取組を行っております。

続きまして、「4. 障害者支援」でございます。特別支援教育の充実、地域生活支援や療育支援、就労支援等のほか、権利擁護に関する取組を進めております。主な取組の点線の中で、2つ目のポツがございますが、心身障害者コロンニーを医療療育総合センターに再編しまして、これを全面開所いたしております。

続きまして、「5. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり」でございますが、地域全体で支え合う仕組みづくりや、地域福祉の担い手の育成などの取組を進めております。主な取組としまして、ポツの2つ目でございますけれど

も、第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の策定等を行いました。

次に、Ⅱの「特集」でございますが、すみません、またお手数ですが、資料2-2を2枚おめくりいただきまして、先ほどの1ページをもう一度、ご覧いただきたいと思います。この囲みの中ほどに、「基本姿勢」の見出しがございますが、このビジョンにおきましては、「基本姿勢」として、①から④まで4つがございます、①人づくり、②地域づくり、③健康づくり、④環境づくりという取組でございますけれども、これまで、①の人づくりから③の健康づくりと、順に取り上げてまいりましたので、今回の年次レポートでは、④の環境づくりを取り上げたいと考えております。

それでは、資料2-1の方にお戻りいただきまして、資料2-1の2枚目の資料をご覧ください。ここにある特集「安心して働き続けることができる環境づくり」をテーマとしております。少子高齢化による生産年齢人口の減少が懸念される中、今後も活力ある社会を維持していくためにも、働く世代を支援し、安心して育児・介護、病気の治療等と、仕事が両立できる環境づくりを進めていく必要がございます。そこで、今回は、子育てと仕事の両立、介護と仕事の両立、病気の治療と仕事の両立、そして、ワーク・ライフ・バランスの推進の4つの項目に分けて取組をまとめました。

1の「子育て」については、保育所の整備、延長保育等の多様な保育サービスの拡充や、保育士の就職支援等、量と質の両面において、保育の受け皿拡大に努めております。また、保育所等における障害児の受入を推進いたしました。

2の「介護」については、在宅介護サービスや施設サービスなどのサービス基盤の整備に取組とともに、介護人材確保に努めております。

3の「病気の治療」については、「治療と仕事の両立支援フォーラム」の開催等を行っております。

4の「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、「県内一斉ノー残業デー」等を実施しております。

今後の方向性として、下の方に囲っておりますけれども、子育てや介護等と仕事の両立は、保育サービスや介護サービス等の受け皿を充実させることと、広く県民や事業者の理解を促進し、機運を高めることの2つを両輪として進めるとともに、人材の確保、質の向上も行う必要があります。今後も、関係機関の連携を密にして、総合的な両立支援策を一層進めてまいりたいと考えております。

続きまして、この資料の右側でございますけれども、Ⅲの「新たな課題への対応」でございます。近年、法整備が行われるなど、取組が強化されておりますアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、予防、相談、治療、回復支援の4段階に向けて取組をまとめました。

まず、1の「予防」ですが、リーフレットの配布や、講演会の開催等を実施しております。

2の「相談」については、保健所や精神保健福祉センターで対応するとともに、研修による相談支援従事者の資質向上を実施いたしました。

3の「治療」については、依存症専門医療機関の選定を進めるとともに、医療従事者への専門的研修を実施しました。

4の「回復支援」については、回復支援プログラムを提供するとともに、自助グループ等の民間支援団体への支援を行っております。

今後の方向性として、引き続き、予防から相談、治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援を提供してまいります。特に、4つ目の丸に記載しておりますが、ギャンブル等依存症については、関係機関と連携し、今年度中に「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定してまいります。

年次レポートの概要の説明は、以上でございます。

なお、資料には記載しておりませんが、年次レポートは、この後、9月以降に知事を本部長とします「健康福祉ビジョン推進本部」において決定し、公表していく予定でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。

ただいま、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポートの概要」について、2019年度版の説明がございました。この点について、何かお気づきの点があったら、御指摘いただければと思います。この点が不足しているのではないのか、あるいは、この点はスピードが遅いのではないのかなどあれば、どうぞ。

(高柳委員)

失礼します。愛知県精神障害者家族会連合会 高柳と申します。

この「あいち健康福祉ビジョン2020」の最初の段階で申し上げなければいけなかったのかもしれませんが、私どもの精神の家族会が、審議会に入れていただいたのは、3年目になります。社会福祉法の7条の「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」の部分が削除される改正がありまして、審議会に入らせていただきました。児童福祉については、今の御説明でも、うちにも小学一年生がいます、シングルマザーですので、大変なんです、大分助かっています。

精神につきまして、主な取組状況の中の「4. 障害者支援」について、ということになりますが、精神障害者が障害者の中でも、長い間、歴史的な経緯がありまして、これから回復していきたいと、この審議会の中でも、是非、御意

見を申し上げたいと思っておりますが、障害者支援の主な取組、点線の枠の中
の一番最後あたりに、“精神障害者の地域生活の重視” ぐらいの文言を入れて
いただきたいな、と思いました。

どうしてかという、精神障害者において、「リカバリー」という考え方が、最近かなり言われています。医療においても、福祉においても「リカバ
リー」。要するに、病気を持ちながら、社会参加、社会生活をしていく方が、
医療的な効果もある。薬物療法だけではなくて、社会心理的な療法も加味すべ
きだ、ということに最近なってきました、精神障害者にとっては重要だなど、
私自身も感じています。それと、精神障害者にも対応した地域包括支援システ
ムの構築というようなことも出ていますので、是非“地域生活の重視”という
文言で結構ですので、入れていただきたいと思えます。

(高柳委員)

“精神障害者の地域生活の重視”ですね。ありがとうございました。

(大沢委員長)

これは、要するに、主な取組だとかそういうところに、例えば、年次報告を
やろうとする時などに、入れられるものなら、入れておいて欲しいと。

(高柳委員)

はい、入れられるのであれば、入れておいていただくと。いろんな視点で
ね。

(大沢委員長)

今の点は、どうですか。大分控え目な御意見だと思いますが。

やはり、共生社会だとか国の中でやっていく中には、ありとあらゆる人た
ちが共生できなければならない。そういう社会を作っていこうとしているわけ
ですから。この愛知県の中では、どうでしょう。おそらく、その趣旨は、これ、
入っているのだと思いますが、どうぞ。

(こころの健康推進室 幾田室長)

こころの健康推進室長の幾田と申します。御意見ありがとうございました。

資料の2-2の22ページをご覧いただきたいと存じます。22ページの平成30
年度の主な取組の囲みの中の下から3つ目でございます。「入院中の精神障害
者の地域移行・地域定着を促進するため、精神保健福祉推進協議会及び地域移
行ネットワーク会議を全保健所で実施しました」というような形で、ここには

取組を掲載させていただいております。以上でございます。

(大沢委員長)

健康福祉ビジョン2020の年次レポート、これが元になりますので、ここへ今のようなことが書かれてあるといいんですけど、これに何かプラス、市民の理解の問題だとか、県民の方への御理解ね。

(高柳委員)

厚労省の方でもいろいろと、精神障害者の施策というのが、社会的入院のことを言われた2007年でしたか、ビジョン以来、次々にいろいろと出してきていまして、その中の一つとして、この地域移行・地域定着、それから、精神保健福祉推進協議会。保健所中心に、そういうものを作るということになってきていますが、年次レポートというよりも、こちらの方が、先ほど申し上げたことの方が広いので、こちらに入るべきことであつたかもしれないですが、歴史的な経緯ということで、審議会の方へ、今年3年目ですので、申し上げたのがちょっと、ちぐはぐだつたかもしれません。

(大沢委員長)

そんなことはありませんよ。こういうことを通して、県民理解を一層深めていくということは、当然のことですが、この中には入っている、ということですね。

(こころの健康推進室 幾田室長)

そうです。今、委員長さんがおっしゃられたようなことは、非常に重要なこととして捉えておりまして、県民の皆様が、一層理解していただけるような取組を含めて、今後も進めてまいりたいと考えております。

(大沢委員長)

そうですね。よろしいですね。ちょっと一安心ですかね。

今のは、精神障害者の問題だけじゃありませんね。ありとあらゆるところで発生しているその障害、といいますか、多様な人間の形や心を持った人たちがひとつになって集まってやるのが基本なので、そういう中で、一番問題なのは、この障害者を地域で受入れる。そこのところの問題が、県民の皆様方の理解を一層深めることなしでは、非常に難しい。これも、従来からずいぶん変わってきておりますけれども、一層の努力をやろう、ということですね。

それでは、そのほか何か。お気づきの点、ございますでしょうか。

(原田委員)

原田でございます。

大きく2点ありますが、1つは、資料2-2の28ページのところの平成30年度の主な取組の丸の3つ目です。生活困窮者自立支援法のところの記載について、質問と確認をさせていただきたいと思います。ここにある「件数」というのは、県の福祉相談センターで受けた件数ということで、主は、町村からの相談という形で、よろしいでしょうか。つまり、愛知県全体では、多分この数ではなくて、市なんかは相当の数を受けていると。それを愛知県全体としてか、あるいはその福祉相談センターだけの数なのか、ちょっと県民の方がお読みいただくときに、愛知県全体で、250件しかないのかと捉えられないかなと危惧したところです。

それに関連してですね、今全国でもいろんな調査を、この困窮の部分についてしているのですが、やっぱり、市町村によって相当な差があるんですね。非常に熱心に相談が増えているところと、なかなかこの制度がまだ周知されなくて、相談件数が伸びていかないところとあります。このあたりのところ、これも本文そのものに記載するということではありませんけれども、愛知県内の市町村の状況はどうなのか、というのを教えていただければというのが、大きな1点です。

それから、もう1点は、32ページのところです。本文のところには、特に記載はないんですけども、32ページのところに、数値の実績のところを示していただいております。その32ページの表の一番最後の49番に地域福祉計画策定の市町村数というのがありますが、これも実は地域共生社会をつくっていく上で、社会福祉法が改正されまして、地域福祉計画の役割、位置付けが非常に重視されてくる中で、まだこれは義務化されている計画ではないので、必ずしも、すべての市町村が、というのはなかなか難しいところですが、全国では、すでに12の都道府県が100%達成しているんですね。愛知県内でいくと、少し全国平均、下の方から数えて近いようなワーストの方で、愛知県は入っています。是非、未策定の市町村に対する支援を積極的に進めていただけるとありがたいなと思っているところです。以上です。

(大沢委員長)

以上、原田委員から指摘された3点について、どうぞ。

(地域福祉課 山本主幹)

地域福祉課主幹の山本でございます。

資料28ページにございます生活困窮者自立支援法に基づく相談件数ですが、県が所管しております町村域の件数でございます。今ちょっと手元にですね、県全体の、市の部分までは把握しておりませんが、こちらの件数は、町村域の部分、5つの相談センターで対応した件数です。

(地域福祉課 緒方課長)

地域福祉課長の緒方と申します。

2点目の御指摘の地域福祉計画の市町村の策定状況でございますが、あまり芳しくない状況というのが、我々の認識でございます。これまでも、情報提供等々行ってきたのですが、なかなか策定が進まないというところがございますので、今年度は、直接市町村の担当課を集めて、優良事例の紹介ですとか、そういった情報提供を、膝を交えて直接お話をして、なんとか策定をしていただけないのかというお願いをまずしようと考えておりますので、そういった中で、策定率が上がるよう引き続き取り組んでまいりたいと思います。

(大沢委員長)

12都道府県で100%やっているのに、愛知県は何位ぐらいですか。原田さんの資料では何位ぐらいですか。

(原田委員)

愛知県は、28番目です。

(大沢委員長)

ということは、半分以下ですね。ちょっと残念だということですね。四十何位だと、それはもうお尻叩いてでもやらなきゃいかんけど。だから、徐々に改善されている方向にはあるかな、というところで原田先生にお許しをいただきたいと思います。やはり、確実に前進させて欲しいと思うね。そのほか、ございますか。

(内堀委員)

愛知県歯科医師会の内堀でございます。

控え目に、2つお願いをしたいと思っております。1つは9ページの一番上のところですね、市町村と連携企業等と協働するなど、がん検診受診者というところの、「がん検診の対象になるがん」ですが、これが限られているということで、私どもの歯科界では、口腔がん検診が非常に注目を浴びて来ておりまして、口腔がんというのは、発生率は非常に低いのですが、低いといっても、

子宮がんと同程度ぐらいであり、致死率は非常に高い事が知れています。アメリカでは、大体口腔がんの検診が進んでいるせいか、19%の致死率であるのに対し、日本では40%を超えています。堀ちえみさんの舌がんの発表以来ですね、社会的な要求も非常に高まっておりますので、是非、このがん検診の対象に、口腔がん検診を考えていただきたい、という控えめなお願いが1つございます。非常に致死率が高いということで、社会復帰が非常に難しい。あとですね、手術をした後、しゃべれない、食べられない、外に出られないということで、他のがんに比べると、非常に後の社会復帰が難しいということで、是非、がん検診で入れていただきたいと思います。

もう1点は、20ページの上から6行目のところです。入所施設から地域生活への移行を進めていますということで、入所者をできるだけ地域の方に戻そうという運動の中で、今、入所者に対する歯科健診を、県の方から助成していただいて、やっておりますが、通所者が今、対象外となっておりますので、入所の方が地域へ戻って通所となると、今まで歯科健診やっていた方が、できなくなってしまったということがないように、切れ目のない、入所者から通所者が地域に戻った場合にも、検診を続けられるようにしていただきたいな、というささやかなお願いをいたします。

(健康対策課 古川課長)

健康対策課の古川でございます。先ほど、内堀委員から口腔がんに関して、いろいろお話いただきましたが、県といたしまして、まず、前提としてがん検診については、国が推奨する効果があるとされている五大がんの検診を推奨しているという立場でございますが、口腔がん検診につきましては、何らかの形で研究を進めていければと考えております。健康対策課からは、以上でございます。

(障害福祉課 渡辺主幹)

障害福祉課主幹の渡辺でございます。障害者の福祉施設から地域生活への移行について、御意見いただきました。障害福祉課といたしましても、非常に大きな課題ということで、障害福祉計画を定めまして、各種施策を講じることで、取り組みを進めているところでございます。

施設に入られている方が、一般の方で生活していくという形になりますと、委員御指摘のとおり、歯科も含めて、様々な課題があろうかと思っておりますので、御意見を踏まえまして、今後の施策の方に反映させていけるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(大沢委員長)

いずれにしても、入所施設から地域社会に出ていく。これは、いろんな地域で、細かい問題まで含めて解決しないと、実際には進まないという面がたくさんあると思います。その点で、実際に事に当たっている方たちには、大変な部分があるということは承知いただきたい。ですが、これも少し時間を掛けてでも粘り強く、多くの人たちの御理解がいただけるような努力をして欲しいと思います。

そのほか、何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここに出されました「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポートの素案」につきまして、今、出てきましたような審議会の御意見ですね、場合によって多少、文章的にも修正をしながら、先へ進むような方向でとりまとめて欲しいと思います。このようなことを、審議会の委員として認めていただいた上で、この年次レポートの御承認いただければありがたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題の第4のあいち健康福祉ビジョン2020年次レポート素案についてですね、先ほどの前提の条件をしっかりと踏まえた上で、承認するということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移っていくわけですが、報告事項は結構たくさんございますので、できるだけ、重要な要点がはっきりするような形で報告をしていただけるとありがたいと思います。

それでは、第1の報告に移りたいと思います。次期「あいち はぐみんプラン」の策定について。プランの策定について、検討されてきていると思います。報告をお願いいたします。

(子育て支援課 野口課長)

子育て支援課長の野口でございます。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。私からは、次期「あいち はぐみんプラン」の策定について説明をさせていただきます。資料の3をご覧くださいと思います。

初めに、1の目的及び経緯でございます。本県では、少子化対策を一層推進するため、愛知県少子化対策推進条例、次世代育成支援対策推進法に基づきます本県の少子化対策の基本計画といたしまして、2015年3月に、「あいち はぐみんプラン2015-2019」を策定いたしました。子育て期だけではなく、若者の就職、結婚・妊娠・出産も含むライフステージに応じた様々な取組を推進しております。このプランが、今年度末に計画期間が終了いたしますことから、本年度内に次期計画を策定してまいります。計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間としております。

2の位置付けでございます。「あいち はぐみんプラン」は、本県の子ども・子育て施策の一層の充実を図るため、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、及び「児童虐待防止基本計画」と一体的に策定することにより、本県の「子ども・子育てに関する総合計画」として位置付けをしております。

次に、3の基本目標でございますが、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現」としてしております。この基本目標は、愛知県少子化対策推進条例の目的にもございますので、次期計画にも継承してまいりたいと考えております。

次に、4のライフステージに応じた次期計画の主なポイントでございます。まず、(1)の若者の生活基盤の確保では、成長段階に応じたキャリア教育の一層の充実や就労支援を行うとともに、少子化の大きな要因として指摘されております、未婚化・晩婚化に対応するため、希望する人が結婚できるよう、出会いの機会や情報を提供するなど、結婚支援の充実に取り組んでまいります。

(2)の希望する人が子どもを持てる基盤づくりであります。国の働き方改革関連法の公布・施行を踏まえまして、長時間労働の是正や、多様な働き方の推進、仕事と家事・育児の両立支援、男性の育児参加の促進など、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでまいります。

次に、(3)すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援では、大きく、「子育て家庭への支援」と、子どもに視点を置きました「子どもの健やかな成長支援」の2つに分けて考えております。

1つ目の「ア 子育て家庭への支援の充実」では、妊娠、出産期からの切れ目のない支援の充実といたしまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの充実に取り組んでまいります。

また、教育・保育の提供体制の確保と資質の向上といたしましては、待機児童の解消や、幼児教育・保育の無償化により新たに喚起されます保育ニーズを踏まえまして、保育所等の整備や、保育士の確保や保育の資質の向上に取り組むとともに、障害児保育や、医療的ケア児への対応など、多様な保育サービスへの対応に取り組んでまいります。

2つ目の「イ 子どもの健やかな成長を支援」では、子どもの貧困対策の推進として、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正や、今後、国が示します大綱の改正内容を踏まえまして見直しを行いますとともに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援などに取り組んでまいります。

また、児童虐待防止と社会的養育の推進では、児童福祉法の改正や、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえまして、児童相談所の体制強化や、里親などの家庭的な養育の推進に取り組んでまいります。

(4)の社会全体で子ども・子育てを応援する基盤づくりでございますが、人にやさしい、安全・安心なまちづくりの推進といたしまして、防犯や交通安全など、子どもの安全を確保する環境整備を図りますとともに、行政、企業、地域の多様な主体との協働によります子育て支援を推進するなど、社会全体での子育ての応援に取り組んでまいります。

最後に、5のスケジュール等でございますが、計画の策定に当たりましては、この社会福祉審議会の児童福祉専門分科会でございます「愛知県子ども・子育て会議」で御意見を伺いながら検討を進めてまいります。囲みに記載しておりますが、来週の7月23日に第1回目の子ども・子育て会議を開催いたしまして、2回目を10月、3回目を12月に開催させていただき、計画素案をまとめまして、12月末から年明け1月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、2月に最終案を御検討いただき、3月には計画を策定・公表の流れで進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

それでは、次期「あいち はぐみんプラン」の策定についてでございますが、本件について、例えば、これをプラスした方がいいんじゃないかなとか、あるいはこういうことを考えるとするときには、こんなことが必要ではないかと、いろいろあると思います。その点について、何か御意見ございませんか。

子どもの数は減っていくわけで、100年時代といっても、高齢者の数が多いから、多死社会になっていきますし。大体20年から40年ぐらいまでの間に、人口が1億から減って大体8千万から9千万程度ぐらいにはなるでしょう。これが、将来計画のところを見ても、子どもの増え方が上がらないものだから、何ともならないね。そうすると、そこまでは、ほぼ正確に人口が減っていくような状況があると。

だから、子どもを育てるのに、とにかく、次世代の子どもたちが安心して暮らせるようなものは、本気になって取り組まないと、これは本当に江戸時代のところに戻ってしまう。江戸時代のところに戻ってしまうと、新しい経済活動なんかもあるのかもしれないけど。いずれにしても、大変な課題なので、これでも間に合うかどうかちょっとわからない状態ですが、そのあたりはどうなんですかね。本当に深刻な感じがしております。

(小久保委員)

先生、ひとつ、関連していいですか。

児童虐待防止と社会的養護の推進のところ、私の取組のところ、少しお

話をしたいなと思っております。私、保育の学生を養成しております、それで、例えば、ひとり親家庭のところで、少し簡単なDVDを見たりして学生が感想を書くとき、60人ぐらいで10人ぐらいの学生が、ひとり親家庭で育っているというようなことを言っていました。それとですね、里親に関しましては、社会的養護内容の中で、今は双方向の授業と言われておりますので、学生と丁寧、そのところをビジョンの動きも含めて取り入れていると、すごく理解が深まって、自分も将来、里親の申請をしたいという子が6割ぐらいいたんですね。

だから、その時によく分からなかったということを言いますので、やっぱり、例えば、小学校とか中学校で、いじめの問題とかね。やっぱり、ちょっと違うと、いろいろとはじかれるというようなこともあるので、例えば、里親も含めてですね、小学校とか中学校とか、その辺も含めてですね、外国の人も含めていろんな家庭があるんだ、そういうような、連動するような取組をしながら、虐待の家庭で育った子どもたちもいますけれども、なんか特別っていうふうな形じゃなくて、さっき大沢先生がおっしゃったように、これから育むということは、やっぱり、違いを受け入れて一緒に育つというような、そういう気風みたいなものを、何かいろんなところで持っていけないかな、具体的に何かを示していけないかなということは、日頃感じております。それだけをちょっと付け加えてお願いします。

(大沢委員長)

ありがとうございます。ところで、ひとり親家庭の問題についてはどうですかね。

(山本委員)

ひとり親家庭への支援を69年続けている団体の山本と申します。

一般家庭の子ども7人に1人が相対的貧困に当たる中、ひとり親家庭の子ども2人に1人が相対的貧困に該当しています。

愛知県の委託を受けてひとり親の相談事業を実施していますが、相談者は、就労面でも大変な貧困な方が多くみえます。

そして、実感として、未婚の方も増えていきますし、先ほどおっしゃられたように、障がい児を持つことにより離婚するという方も多いように感じます。

実際に、障がい児を持ったひとり親の方からの相談もかなりあります。

また、自分のせいで子どもをひとり親家庭にしてしまったと、離婚後に、精神的に大変落ち込まれるお母さんがみえます。それによって、子どもも精神面が連鎖することもあります。

母子生活支援施設も経営しておりますが、DVが原因の利用者が7割近くあります。母だけではなく、子どもも面前DVを受けている場合も多く、母子共々、臨床心理士さんに毎週カウンセリングを受けているケースがほとんどです。

子どもの貧困と子どもの障がい、ひとり親家庭は密接な関係があると感じています。

このような施策の中で、地域に溶け込んで、一緒に育つ仕組み作りが必要だと思っています。

(大沢委員長)

これは本当に問題なんだけど、どういう形でいいかっていうのは難しいね。

障害者の問題もありますけど、僕は親父を知らないんですよ。だから、昔の戸籍でいくとですね、嫡男となっていない。庶子なんですよ。お父さんはいないし、お母さんは働いておりました。働くっていうのは大事だったかもしれないね。それで、何とか育てていく。

それともう1つはね。チビだということで、失恋したことがあるんですよ。小学校一年生で入った時はね、107cmなんです。でも、このチビというのと、大きいというのとは、見かけがずいぶん違ってきているし、走る幅だとか跳び上がる高さだとか違うんですよ。違うんだけど、これは障害とは、言わないですよ。人間の違いというだけのことでしょ。

例えば、車椅子というのがひとつあります。車椅子は今、障害者のための車椅子ではありません。ごく健常な高齢者、それから、少し体の弱っている人たち、そういう人たちの車椅子でもあって。最近ではですね、若い娘さんでも喜んで自宅の近くだったら、この車でいいわ、というようなものすごいスマートな車椅子もできるでしょうね。

そういうふうなことを考えると、人間の違いというのは、それぞれあって、人間の数ほどあるんだと思います。その思いを、県民の共通の思いになることを、もう切に願っております。

そういうことでいうと、母親1人で育てられたのには、結構あれやこれやひもじい思いをした方というのは、成功しているアスリートが山ほどいます。オリンピックで金メダル取ったりしてね。大喜びしてね、誰に渡したいと言ったら、お母ちゃんに渡したい、とかね。

私はそういうことで言えば、こういう「はぐみんプラン」の場合でも、子どもが生き生きとして生きていける、そういう条件づくりを地域の人も含めて、やれるような工夫をどこかでやって欲しいと思います。

江戸時代だったかな、古文書を見ると、結構、お母ちゃんは貧乏やから、働かなきゃいけない。ほったらかされている子どもがいたら、近所の人とその面

倒を見る、なんていうのは、古文書にも出てきている。あれ、東北だったかな。だから、そういうことを考えると、江戸時代の方が案外、人間的な繋がりが深かったんじゃないかな、なんてことを勝手に思っています。これは余分な時間を尽くして、申し訳ありません。

いずれにしましてもですね、この「はぐみんプラン」は、本当に、待ったなしの人口減少社会の中で、新しい課題でもございますので、何とか工夫をしてですね、地域の中で実現できるような、それは何とかセンターを作るのもいいんですけど、そうじゃなくて、町のそれぞれの中でのいるんですよ、子どもが。子どもに声かけたらノーって言われ、子どもが返事しなかったというような、悲しい思いをする場合もあるんですよ。だから、こっちから常に声をかけ始めると、向こうから声をかけてくれるようになります。これは、もう私の経験では、何十人かの子どもたちが必ずです。非常に冷たい子どもたちだったんですけども。

ですから、そういう人の力、人間の力を地域の中で、育てあげたいというのが、私の切なる希望です。県政の方で、それまで考えていただきたいなと思っております。

(倉知委員)

知的障害者育成会の倉知と申します。

先ほどから出ていますように、やっぱり、障害の子を持つと離婚というのが結構ございまして、会員の中にもかなり多くのシングルマザーの方がみえます。そういう中で、今、何を育成会として、一生懸命、各支部の皆さんにお話ししているかというのと、今年度、中央の行政報告会で厚生労働省の源河真規子（げんかまきこ）障害福祉課長が、こういうことを言われたんですね。「障害のお持ちの家庭ほど、地域と繋がってください。」と。

要するに、災害とかいろんなことがあっても、やっぱり、地域と繋がってないと、行くところも分からないということで、亡くなるケースが非常に多いという話がございまして、とにかく繋がるというのが、今の私たちのキーワードとして、地域と繋がり、いろんな団体と繋がりということを是非やってください、という話をさせてもらっています。

この子育てのことも、一緒だと思いますが、やはり、大沢先生が先ほどから言っていますように、本当に地域で育てないといけないのかなど。そうすると、先ほど、ちょっと質問しようと思ったんですけど、原田先生の方から質問があって、地域福祉計画が、やっぱりこういうところに繋がっていくのかなど思うので、是非、地域福祉計画をしっかりと作ってもらいたいなと思っています。以上です。

(大沢委員長)

はい、どうもありがとうございます。そのほか、ございますか。

(伊東委員)

愛知県社協保育部会の伊東と申します。よろしく申し上げます。

言おうかどうか迷っていましたが、大沢先生の御提言で、あ、言わないかな、と思って発言をします。

資料3の「教育・保育の提供体制の確保と質の向上」のところですが、太字で「保育所等の計画的な整備」というのがあります。これだけを見ると、いかにも右肩上がりで保育ニーズがずっと伸びていくんだと読めてしまいましたが、実はそうではないことは皆分かっているのに、ここでは出てこないですね。

民間のコンサルタント会社では、保育所運営方針に向けて、あんたたちの業界、先行き暗いですよっていうことを常に言っていますが、そのにおいは欠片もないですね、この文言だと。それでいいのかなって。保育所運営方針はいいですけど、例えば、地域での、嫌な言葉で言うと潰し合いみたいなことが始まったとすると、犠牲になるのは、その地域の子どもたちであり、保護者さんたちですね。その意味で、大沢先生がさっきおっしゃっていましたが、この5年ではそういうことが起きるかどうかわかんないですけど、10年では起きるように思いますが、そのことを、少しでも、触れておく必要があるのではないかという意見です。以上です。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。

ですから、こういう案を策定するという時に、とにかく猶予はないんですよ。人間の数が減るということも含めて、子どもの数が減るだろうということを含めて、時間がないから。少しテンポを早めて、先ほどから言うような、いろんな工夫を、地域の中で作り上げていくという努力を、一刻も早く取り組んで、やっていくことが大事なことだと思いますので、こういう、報告等プランを作成する中で、是非、そのことなんかには憂慮しながらやっていただきたいと思います。

何か器ができるまとまるような、実際には、ごたごたした地域の中で、子どもは育っていきます。知らんぷりしている子どもが10人いて、その10人が挨拶をし始めると、力になる。そういうものなんですね。人間が生きていくダイナミズムですね。これが絶対にいると思いますので、これを今後、考えていただけるとありがたいなと思っております。

それでは、この報告につきましては、今のようなことを念頭に置きながら、少し愛知県らしい提案をできるように、奮闘してもらえばありがたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。私どもから意見を出させてください、作業に取り組んでもらう。

それでは、続いてですね、「子どもが輝く未来基金」について、御説明をお願いしたいと思います。

(地域福祉課 緒方課長)

地域福祉課長の緒方でございます。

それでは、報告事項2「子どもが輝く未来基金」につきまして、御説明させていただきます。

まず、左上の「1 目的」でございます。愛知の未来を担うすべての子どもたちが生まれて育った環境、特に経済環境に左右されることなく、夢と希望を持って、未来にチャレンジできる社会を実現するためには、行政のみならず、地域や民間団体の方々と力を合わせて、社会全体で、子どもの貧困対策に取り組むことが、大変重要でございます。「子どもが輝く未来基金」は、こうした点を踏まえまして、子どもの貧困対策を更に充実強化するため、県民の皆様からの御寄附を受けとめる受け皿として、本年3月に造成をいたしました。

次に、「2 基金設立の経緯」でございます。昨年度に県民の方から、児童養護施設で生活している子どもたちの大学進学に役立てて欲しいということでいただきました1千万円の御寄附がきっかけでございまして、その1千万円のうち、昨年度の9月補正予算で、大学生入学準備金として5百万円を計上し、残りの5百万円と、さらに、2016年1月に亡くなられた県民の方からの遺言により、包括寄贈された土地を売却した額のうち、2千万円。この5百万円と2千万円を合わせまして、2千5百万円を基金の原資としております。

また、「3 関連措置」といたしまして、3月15日に「子どもが輝く未来基金条例」を制定、設置をし、同月18日から寄附の募集を開始いたしております。

「4 基金の財源」、これは寄附金でございまして、基金を活用した取組を県民の方々にお示しをしながら、現在、寄附を募っているところでございます。

右側の「5 基金を活用した事業」でございますが、左側①から③までの3つの取組につきまして、その右側にあります5つの事業、こういった事業に活用しているところでございます。時間の都合もございまして、詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、参考といたしまして、寄附の募集リーフレットをお配りしてござい

す。御参考としていただければと存じます。説明は以上でございます。

(大沢委員長)

「子どもが輝く未来基金」ということで、専用の基金を創設されて、事業化していくということで、報告がありました。この点について、何か意見がありますか。よろしゅうございますでしょうか。いずれにしましても、できるだけこの基金が育っていく形で進んでいくことを願っています。

それでは、3番目のですね、医療療育総合センターの全面開所について、報告をお願いします。

(障害者施設整備室 立花室長)

障害者施設整備室の立花です。私からは、資料5の愛知県医療療育総合センターの全面開所について、御報告させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

愛知県では、昭和43年6月に開所しました心身障害者コロニーを再編し、新たに医療療育総合センターとして整備を進めてまいりました。コロニーは、医療、福祉から教育まで幅広くサービスを提供する入所を基本とする総合的な施設でありましたが、障害者福祉のあり方が、施設福祉から地域福祉へと転換する中、民間法人の力をお借りし、地域で不足する重症心身障害者施設などを整備しつつ、入所者一人一人に合わせた地域への移行を丁寧に行い、今年3月、新たに医療療育総合センターとして、開所することができました。

1の「再編整備の経緯」をご覧ください。平成28年に開所した重症心身障害児施設のこぼと棟と、リハビリ訓練を行うリハビリセンター棟に続きまして、中央病院、発達障害研究所、福祉型障害児入所施設などが入る本館棟が、昨年12月に竣工し、本年3月1日に医療療育総合センターへ名称を改め、全面開所いたしました。3月16日に開所式典及び内覧会を開催し、25日からは、本館棟において、中央病院の外来診療を開始しておりますが、引き続き、これまで中央病院が担ってきた役割をしっかりと果たしてまいります。

なお、移転により使用しなくなる、中央病院、発達障害研究所、総合管理事務所につきましては、第Ⅲ期工事として、今年度から取り壊し工事、駐車場整備などの外構工事に取りかかりまして、令和2年中の完成を予定しているところです。

続いて、3の「主な機能と特色」をご覧ください。このセンターでは、地域の障害者施設や医療機関で、対応困難な方々に、高度で専門的な医療療育を提供するとともに、在宅で療養している方々を短期で受け入れるレスパイト入院などの受け入れ体制を強化し、御家族の負担を軽減してまいります。

また、長期の入院療養を要した方々が、在宅で生活できるよう、中央病院に在宅医療支援部を新たに設け、安心して地域の医療機関で受診できる環境づくりを進めるとともに、更には、NICUに長期入院している方々を受け入れ、在宅移行につなげる、後方支援病院としての役割を担ってまいります。

右側の4の「施設の概要」をご覧ください。今回3月に完成しましたのは、下にある黒い太線に囲んである本館棟となります。

最後になりますが、新しい医療療育総合センターは、障害児者の医療療育の拠点として、これまでコロニーが培ってきた経験等を継承し、障害のある方々が、身近な地域で安心して生活していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げまして、説明を終わります。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。この愛知県の医療療育総合センターの全面開所について、御意見等ございますでしょうか。

(鷹羽委員)

鷹羽と申します。初めて参加させていただきました。ここの住所といいますか、場所を教えてくださいたいんですけど。

(障害者施設整備室 立花室長)

春日井市にあります、神屋町というところにあります。

(鷹羽委員)

ありがとうございます。

(大沢委員長)

そのほか、何かございますか。

これは地域との繋がりをしっかり持ちながら、また、施設とも連携できるようなパートも作って、安心して、在宅に移行できるような、そういう条件づくりもやりながら、機能的には、その地域とのつながりを一層強めて、医療関係その他も含め、かなり広げていくというか、参加、交流する。そういうことで動いているのだ、ということではよろしゅうございますでしょうか。とにかく、これはスタート。全面開所するわけで、これ自体は非常に良かったと思います。まず、機能できるようにお願いしたいなと思っております。それでは、この3番目の件につきましては、これでいいでしょうということですね。

次は、4番目ですね。「地域医療介護総合確保基金介護分について」という

ものがございます。説明をお願いします。

(高齢福祉課 小木曾課長)

高齢福祉課長の小木曾でございます。私から、地域医療介護総合確保基金の介護分に関します、昨年度の実績及び今年度の予算について、御報告をさせていただきます。失礼ですが、着座にて御報告させていただきたいと存じますので、お願いします。

お手元の資料6をご覧ください。初めに、この基金事業の概要を簡単に御説明させていただきます。団塊の世代の方々が、皆様、後期高齢者となられます2025年を見据えまして、効率的、かつ質の高い医療提供体制と、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、都道府県に国と都道府県との出資によりまして、「地域医療介護総合確保基金」を設置し、2014年度から医療関係の事業、翌2015年度から介護関係の事業を実施しているところでございます。

基金の対象事業といたしましては、資料1(1)に記載がございますように、①から⑤の5つの事業となっております。このうち、「③介護施設等の整備に関する事業」と「⑤介護従事者の確保に関する事業」が介護分とされているところでございます。今年度の基金規模、基金の負担割合、介護分の事業内容につきましては、資料にお示しの通りでございます。

介護にかかる昨年度の事業実績及び本年度の予算額の内容につきましては、恐れ入りますが、資料を1枚はねていただきまして、別紙ということで、付けさせていただきます。それぞれの事業ごとに簡単な説明と金額をお示しいたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。

初めに、1の「介護施設等の整備に関する事業」につきましては、昨年度の決算額といたしましては、全体で約8億7千万円強となっております。この内訳といたしましては、「①地域密着型サービス施設等の整備に関する助成」がおおよそ2億2千万円。「②介護施設等の開設・設置等に必要な準備経費」に対する支援が約5億8千万円。「③介護サービスの改善を図るための既存施設の耐震に対する支援」でございますが、ここで、申し訳ございませんが、金額に誤りがございまして、7万円となっておりますけれども、千の単位が抜けておりまして、恐れ入りますが7千万円でございますので、0を3つお加えいただきますようお願い申し上げます。大変失礼いたしました。こうした事業に、約8億7千万円を支出したところでございます。

今年度の予算につきましては、右側の欄をご覧くださいまして、全体で約32億2千万円となっております。その内訳は、①、②、③それぞれお示ししているところでございますが、昨年度と比較をいたしまして、今年度は大幅に予算額が増額となっております。考えられる原因といたしましては、こうした介護

施設等の整備につきましては、都道府県及び市町村が、3年間で1つの計画期間といたします介護保険事業の計画を立てておりますけれども、この計画が昨年度から始まったということで、3年間計画的に整備をしていくこととしておりますが、全体的な傾向を見ますと、初年度である昨年度はやや、施設の整備が手控えられたかなと考えられるのではないかと考えております。

続きまして、2の「介護従事者の確保」に関する事業でございます。昨年度の決算額につきましては、恐れ入りますが、資料を3枚はねていただきまして一番下の欄の右から2つ目の欄でございますように、全体として約4億円となっております。この事業におきましては、介護職への多様な人材の「参入促進」、介護職の専門性や社会的評価を掲げる「資質の向上」及び身体的負担の軽減や業務の効率化等による「労働環境・処遇の改善」を3つの大きな柱といたしまして、各種事業を実施いたしております。

主な事業をいくつか御紹介させていただきます。資料が前後して申し訳ございませんが、資料を3枚お戻りいただきまして、はじめに介護職への参入促進につきましては、一番左の欄に、通番ということで、通し番号を振ってございますけれども、番号の7番。福祉・介護の就職総合フェア開催につきましては、福祉介護の就職総合フェアを名古屋で2回、豊橋で1回、計3回開催いたしまして、合計で523名の方に御来場いただきました。

次に、介護職の資質の向上に関しましては、同じページの3番の介護人材資質向上事業費補助金といたしまして、介護に従事しておられる方の資質向上を目的といたしました研修を合計163回開催した経費に対して、助成をいたしております。

次に、介護職の労働環境・処遇の改善につきましては、恐れ入りますが、もう一度資料を3枚おはねいただきまして、番号38番の介護施設内保育所運営費補助金でございますが、介護保険施設内に保育所を運営しておられる31の施設に対して助成をいたしております。

次に、今年度の予算でございますが、そのページの一番下、左側の欄でございますように、事業全体といたしまして、約6億1千万円を予定しているところでございます。内容といたしましては、昨年度も実施をいたしました事業の継続を基本といたしておりますけれども、新たな課題に対する取組といたしまして、46番、47番の外国人介護留学生の支援に関する事業と新規事業も実施していく予定といたしております。

今年度におきましても、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、引き続き事業を実施してまいります。事業の円滑な実施に向けまして、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきたいと思います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございます。地域医療介護総合確保基金介護分について、何か御意見ございましたら、どうぞ。何もないようでございますので、5番目の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正について」。これ大事なものです。お願いします。

(児童家庭課 川合課長)

児童家庭課の川合でございます。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について、御説明させていただきます。資料7をご覧ください。失礼ですが、着座にて説明いたします。

6月26日に公布されました法律の概要について、御説明をさせていただきます。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多を更新し続けており、また昨年は東京都目黒区、今年に入ってから千葉県野田市におきまして、大変痛ましい児童虐待による死亡事案が相次いでおります。

こうしたことを背景といたしまして、児童虐待防止対策を更に強化するために、今回法律が改正をされたものでございます。改正の趣旨をご覧いただきたいと思っております。改正の趣旨といたしましては、こうした児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の所要の措置を講ずることとされているものでございます。

次に、改正の概要といたしましては、改正の趣旨を踏まえ、大きく3項目に分けられております。まず、1点目の児童の権利擁護についてでございますが、1つ目の○にございますとおり、しつけの際の体罰の禁止が明文化された点が大きな点となっております。

次に、2の児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等についてでございます。まず、(1)児童相談所の体制強化といたしましては、まず1つ目の○でございますけれども、一時保護等介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けることとされました。2点目といたしましては、専門性の強化であり、2つ目の○の最後の方でございますけれども、これまで児童相談所は、「医師又は保健師を配置する」とされていたものが、法改正によりまして「医師及び保健師を配置すること」とされたところでございます。

次に、(3)関係機関の連携強化でございます。学校、教育委員会、児童福祉施設等職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととするとされました。今回の事案等を受けました対応であり、児童虐待を受けた児童の保護等のため、協力すべき関係機関を明確化するとともに、その守秘義務についても規定されたところでございます。

以上が、今回の法改正の主な内容となります。どうぞよろしく願いいたします。

(大沢委員長)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正。当たり前と言えば、当たり前なんだけど、とにかく、遅ればせながらこれができることは、大事なことであると思っています。愛知県についてはですね。それを今度は極力なくしていく。そのための母親と子ども、それから地域の人たちとの繋がり、多くの人との絆ですね。そのようなものが、うまくできるといいなと思っています。

児童相談所の体制が強化されるということですが、やはり、きちっとして欲しいなと思います。難しいこともあるかもしれませんが。以上のようなことで、この法律はちょっと遅めだとは、思っておりますけれども、県として、これまで以上に一層取組を進めていただきたいと思っています。

この方向については、よろしゅうございますでしょうか。

(小久保委員)

CAPNAの小久保と申します。県でやらなければいけないことが、すごくたくさんあって、支援のところと、介入のところに分けることとか、これからすごく大変だなと思っています。けれども、今の若い人たちを見ていると、やっぱり、子育てのところは不安な人がすごく多いなと思っていますので、すごく大事な事かなと思います。

児童相談所の管轄区域は、県の方でということになっておりますし、それから、新たに中核市の児童相談所の設置のこととかも出てきておまして、これはちょっと前から出ているのですが、なかなか設置が進まないということも、あるようですが、この辺のところもですね、また今回でなくても結構ですので、また次回の会議の時にですね、県の方で、こういう方向で考えているということ、是非、聞かせて欲しいなと思っていますので、よろしく願いいたします。恐れ入ります。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、この法律の一部改正につきましては、これで、以上ということでお願いします。

そのほか、もうひとつはですね、専門分科会・審査部会の人員の問題というのがございます。

(福祉総務課 糟谷主幹)

福祉総務課主幹の糟谷でございます。

専門分科会・審査部会の審議状況について、資料8により説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

こちらにつきましては、当審議会が開催される都度、審議状況について御報告させていただいているものでございます。

なお、審議会の組織や、各専門分科会・審査部会の設置根拠や目的につきましては、資料1の概要でも触れさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

まず、資料の左上、社会福祉審議会の組織の下にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、昨年度の開催状況といたしまして左下の表にまとめさせていただいております。審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます。昨年度は年6回、資料の右上にまいりまして本年度は5月に1回、開催しております。

次の2の民生委員審査専門分科会につきましては、開催実績はございません。

その下の3の児童福祉専門分科会及び審査部会でございますが、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、児童福祉専門分科会では、「あいち はぐみんプラン」の進捗報告や次期プランの策定についてなど、昨年度2回開催しております。

その下の里親審査部会は、里親の認定審査を昨年度2回開催いたしまして、本年度も2回の開催を予定しております。

資料の右側にまいりまして、児童措置審査部会につきましては、要保護児童の処遇に係る審議を昨年度は計12回、本年度は1回開催しております。昨年度の表の一番右上の列、※印がございます検証委員会についてでございますが、欄外に※で補足がございます通り、児童相談センターが関与いたしました要保護児童の処遇等につきまして、事実の把握及び発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討する組織がございまして、昨年度は、平成30年1月に起きました西三河児童・障害者相談センターの一時保護所入所児童の自殺案件を検証いたしました。

更に1枚、おめくりいただきまして、資料の左上にございます幼保連携型認定こども園審査部会は、設置の認可等につきまして、昨年度は1回開催しております。その下の保育所審査部会におきましても、設置の認可等につきまして、昨年度、1回開催しております。説明は以上でございます。

(大沢委員長)

はい、どうも。専門部会の審査状況につきましては、このような状況で進んでいるということですね。よろしゅうございますでしょうか。それでは、予定していた議題は終わりました。事務局から、何かありましたか。

(福祉総務課 糟谷主幹)

事務局からでございますが、先ほどは大変ご迷惑をいたしました。専門分科会及び審査部会の皆様方についても、名簿を用意させていただきましたので、こちらの差し替えを願います。申し訳ございませんでした。

(大沢委員長)

今、配られた専門分科会の審査部会の指名について、これはお配りしていただいたような形で、決定させていただくということで、よろしゅうございましたか。

それでは、事務局の方から、何かほかにごございますか。

(福祉総務課 森川課長補佐)

本日の会議の議事録でございますが、後日発言された方に内容を御確認いただき、その後、署名者お二人に御署名をいただくこととしております。その際は、どうぞ御協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

(大沢委員長)

ということで、発言され方には、またお手数をおかけすることになると思いますが、よろしく願います。

予定された時間はあと5分あります。今回は公募して、応募していただき、審議会に参加されている方がいますので、御紹介をしておきたいと思いません。高田さん、簡単に御挨拶をお願いします。

(高田委員)

御紹介いただきました公募委員として、2年間の任期で、この会議に参加させていただくことになりました高田と申します。よろしくお願いします。

(大沢委員長)

専門は何かございますか。

(高田委員)

1つは、今回の議題にもたくさん出ておりました医療ケアの必要なお子さんについてと、発達障害のお子さんについて、主に研究、専門をしております。愛知医療学院短期大学の方に奉職させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(大沢委員長)

はい、どうもありがとうございました。

今日も、いろいろ積極的な御発言をいただき、私ももちろん勉強させていただきました。事務局サイドも、これで、また心をひとつ新たにしてですね、仕事に取り組むことができるんじゃないかなと思っております。

本日は、大変ありがとうございました。これをもって、第1回の社会福祉審議会を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。